

Web 会議システム・Web セミナーツール運用規程

(目的)

第1条 本規程は、Web 会議システムとWeb セミナーツールの有効的な運用に関する必要事項を定め、事業の効率化及び情報伝達の強化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において、用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- ① Web 会議システム：インターネット回線等を通じて全ての参加者が画面や音声を共有し、双方向でコミュニケーションをとることができるサービスをいう。
- ② Web セミナーツール：主催者（ホスト）と参加者（パネリスト）、視聴者に分かれ、開催者側のホストとパネリストは自分の画面や音声を共有することができるが、開催者側が指定したときにミュート解除が可能となるサービスをいう。
- ③ アプリケーション：Web会議システムやWebセミナーツールといった個別の目的のために設計・使用される「応用ソフト」で、Web上で動作する「Webアプリケーション」と、端末ごとにインストールする必要のある「ネイティブアプリケーション」がある。本規程ではこれらを総称して「アプリケーション」という。
- ④ アドオン：アプリケーションの拡張機能のこと。
- ⑤ 管理運用責任者：アプリケーションアカウントにアクセスして管理する全ての権限を持つ者をいう。
- ⑥ 管理者：アプリケーションアカウントにアクセスして管理する広範囲の権限を持つ者をいう。
- ⑦ メンバー：アプリケーションの基本的な機能へのアクセス権は持つが、アカウント管理権限は持たない者をいう。
- ⑧ ホスト：主催者。

(理事会の責務)

第3条 理事会の決議を経て、理事長がWeb 会議・Web セミナーで使用するアプリケーションを指定する。

2. 理事会の決議を経て、理事長がアプリケーションの有料ライセンス契約数、契約期間を指定する。

(システムエンジニアリング部部長の責務)

第4条 アプリケーションの管理運用責任者は、システムエンジニアリング部部長（以下「SE部長」という。）とする。

- 2 SE部長はアプリケーションのライセンス認証（契約）を行う。
- 3 SE部長は必要に応じて対象者を管理者にアクティベートし、ライセンスとアドオンの割り当てと回収を行う。
- 4 SE部長はアプリケーションの運用が適切に実施されるよう、必要な指導や助言を行わなければならない。

(システムエンジニアリング部部員の責務)

第5条 アプリケーションの管理者は、システムエンジニアリング部部員とする。

- 2 管理者は必要に応じてアプリケーションのホスト担当者をメンバーにアクティベートし、ライセンスとアドオンの割り当てと回収を行う。
- 3 管理者は、アプリケーションが適切に使用されるよう指導及び監督をする。

(メンバー登録と解除)

第6条 メンバー登録の対象者は大阪府理学療法士会生涯学習センター会員、市区町村士会担当者（センター主催イベントのみ）及び大阪府理学療法学会大会執行部員のうち、ホスト担当者とする。

- 2 大阪府理学療法士会生涯学習センター会員、市区町村士会担当者（センター主催イベントのみ）及び大阪府理学療法学会大会執行部員の任期満了後は管理運用責任者・管理者により速やかにメンバーを解除する。

(Web会議・Webセミナーの主催とアプリケーションの利用方法)

第7条 Web会議・Webセミナーのホストは、理事長が指定したアプリケーションの中から、会議内容にあわせて使用するアプリケーションを選定する。

- 2 システムエンジニアリング部が管理するHPより使用予約申請を行う。
- 3 ホストは、スケジュールの予約を行う。
- 4 ホストは、Web会議・Webセミナーの参加者に対して日時、内容等を伝達し、

円滑に会議を運営するための準備を行う。

- 5 ホストは、Web会議・Web セミナーの内容を必要に応じて録音又は録画し、センター事業に活用することができる。
- 6 ホストは、前項に定める録音又は録画をするときは、その旨を参加者に伝達し、了解を得なければならない。
- 7 録音又は録画されたデータは、センター事業以外に使用してはならない。

(Web会議・Web セミナーの運用)

第8条 Web会議・Web セミナーのホスト・参加者（パネリスト）・視聴者は、それらの参加に必要な機器（PC、カメラ、マイク等）、アプリケーション、通信環境等を自ら準備するものとする。

- 2 Web 会議・Web セミナーのホストは、効率的に会議の運営が行えるよう事前に準備をする。
- 3 Web 会議参加者、Web セミナーのホスト及び参加者（パネリスト）は、極力静かな場所に端末等を設置し会議に出席する。

(禁止及び注意事項)

第9条 ホストは、承認されたセンター事業以外にアプリケーションを利用してはならない。

(ID 及びパスワードの取扱い)

第10条 アプリケーションにログインするためのID 及びパスワード等は厳重に管理し、他者に漏洩してはならない。

- 2 パスワードは、定期的に変更しなければならない。

(セキュリティに関する事項)

第11条 ホスト及び参加者は、アプリケーションによるファイルや画面共有の機能を利用する場合は、著作権や個人情報の取り扱いに特に注意しなければならない。

- 2 ホストは、意図した者以外がWeb 会議・Web セミナーに参加できないよう制限を設け、なりすましや不正な参加を防止する。
- 3 タブレット、スマートフォン等からWeb会議・Web セミナーに参加する場合には、前項までの規定に加えて、会議の内容が第三者に伝わらないよう、周

困の状況に注意しなければならない。

(委任)

第12条 本規程で定められていない事項およびこの規程の施行に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則 本規程は令和4年4月1日から施行する。